

**令和3年度栃木県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業（介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業）補助金交付要領**

**（趣旨）**

**第1条** 県の交付する令和3年度栃木県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業（介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業）補助金については、令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について（令和3年4月8日老発0408第1号厚生労働省老健局長通知）の別紙「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

**（交付の目的等）**

**第2条** 補助金の名称、交付の目的、交付の対象である事務又は事業の内容、交付率又は金額及び交付の相手方は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	交付の目的	交付の対象である事務又は事業の内容	交付率又は金額	交付の相手方
令和3年度栃木県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業（介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業）補助金	実施要綱3（3）アに定める事業所・施設（以下「介護サービス事業所・施設等」という。）が、感染防止対策を継続的に行うため、衛生用品等の購入に必要な経費を支援する。	介護サービス事業所・施設等における令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染防止対策に要する備品の購入費用（消費税及び地方消費税を除く。）	10/10 ただし実施要綱別添4に定める額の範囲内	左記に掲げる介護サービス事業所・施設等を運営する者

**（交付の申請等）**

**第3条** 補助金等の交付を受けようとする者が規則第4条及び第18条の規定により、提出する書類は、次の表に定めるところによる。ただし、交付の申請前に補助事業が完了している場合は、申請額一覧を実績額一覧と読み替えるものとする。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
令和3年度栃木県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業（介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業）補助金交付申請書兼請求書	規則の別記様式第1	1	1 事業所・施設別申請額一覧	様式1	1	知事が別に定める日
			2 事業所・施設別個票	様式2	1	

**（交付額の算定方法）**

**第4条** この補助金の交付額は、別表に掲げる事業ごとの基準単価と対象経費の実支出額（以下「所要額」という。）とを比較して少ない方の額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付条件)

第5条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (2) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (3) 事業を行う者が前各号の条件に違反した場合においては、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、県に納付させることがある。
- (4) 事業と対象経費を重複して他の交付金等の交付を受けてはならない。

(実績の報告)

第6条 規則第13条の規定により、提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき 申請書の名称	様式	部 数	申請書に添付 すべき書類の名称	様式	部 数	提出 期限
令和3年度栃木県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業（介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業）補助金実績報告書	規則の 別記様 式第2	1	1 事業所・施設別 実績額一覧	様式1	1	知事が 別に定 める日
			2 事業所・施設別 個票	様式2	1	

附 則

- 1 この要領は、令和3年度補助金から実施する。
- 2 この要領は、令和4(2022)年3月31日限り、その効力を失う。ただし同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

【別添4】新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業(基準単価)

基準単価(単位:円、1事業所又は施設当たり)

(3) 介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業									
事業所・施設の種別(※1)			事業所・施設の種別(※1)						
通所系	1	通所介護事業所	通常規模型	10,000 /事業所	入所施設・居住系	29	地域密着型介護老人福祉施設	定員19人以下	10,000 /施設
	2		大規模型(I)	15,000 /事業所		30		定員20人以上	20,000 /施設
	3		大規模型(II)	20,000 /事業所		31	定員39人以下	30,000 /施設	
	4	地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)		10,000 /事業所		32	定員40人以上 49人以下	40,000 /施設	
	5	認知症対応型通所介護事業所		10,000 /事業所		33	介護老人保健施設	定員50人以上 69人以下	50,000 /施設
	6	通所リハビリテーション事業所	通常規模型	10,000 /事業所		34		定員70人以上 89人以下	60,000 /施設
	7		大規模型(I)	15,000 /事業所		35		定員90人以上	70,000 /施設
	8		大規模型(II)	20,000 /事業所		36	定員29人以下	30,000 /施設	
短期入所系	9	短期入所生活介護事業所		10,000 /事業所	37	定員30人以上 39人以下	40,000 /施設		
	10	短期入所療養介護事業所	定員20人以下	5,000 /事業所	38	介護医療院	定員40人以上 49人以下	50,000 /施設	
	11		定員21人以上	10,000 /事業所	39		定員50人以上 69人以下	60,000 /施設	
訪問系	12	訪問介護事業所	訪問回数1,200回以下	10,000 /事業所	40		定員70人以上	70,000 /施設	
	13		訪問回数1,201回以上 2,000回以下	15,000 /事業所	41	定員29人以下	30,000 /施設		
	14		訪問回数2,001回以上	20,000 /事業所	42	定員30人以上 39人以下	40,000 /施設		
	15	訪問入浴介護事業所		10,000 /事業所	43	介護療養型医療施設	定員40人以上 49人以下	50,000 /施設	
	16	訪問看護事業所		10,000 /事業所	44		定員50人以上 69人以下	60,000 /施設	
	17	訪問リハビリテーション事業所		5,000 /事業所	45		定員70人以上	70,000 /施設	
	18	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		10,000 /事業所	46	認知症対応型共同生活介護事業所	定員14人以下	10,000 /事業所	
	19	夜間対応型訪問介護事業所		10,000 /事業所	47		定員15人以上	15,000 /事業所	
	20	居宅介護支援事業所		10,000 /事業所	48	特定施設入居者生活介護事業所	定員19人以下	10,000 /事業所	
	21	居宅療養管理指導事業所		5,000 /事業所	49		定員20人以上 39人以下	20,000 /事業所	
	22	小規模多機能型居宅介護事業所		10,000 /事業所	50		定員40人以上 59人以下	30,000 /事業所	
多機能型	23	看護小規模多機能型居宅介護事業所		10,000 /事業所	51	定員60人以上 69人以下	40,000 /事業所		
	24	介護老人福祉施設	定員39人以下	30,000 /施設	52	定員70人以上 89人以下	50,000 /事業所		
25	定員40人以上 49人以下		40,000 /施設	53	定員90人以上 99人以下	60,000 /事業所			
26	定員50人以上 69人以下		50,000 /施設	54	定員100人以上	70,000 /事業所			
27	定員70人以上 89人以下		60,000 /施設	55	地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	定員19人以下	10,000 /事業所		
28	定員90人以上		70,000 /施設	56		定員20人以上	20,000 /事業所		
対象経費			令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染症対策に要する備品の購入費用						
助成額			・1事業所・施設につき基準単価まで助成することができる。 ・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。						

※1 事業所・施設について、令和3年10月から12月までの間に指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、

- 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～56)により助成する。
- 介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～56)により助成する。
- 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断する。
- 訪問介護の訪問回数については、令和3年10月の1か月における身体介護、生活援助及び通院等乗降介助の合計数で判断する。
- 短期入所療養介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設及び認知症対応型共同生活介護事業所の定員については、助成の申請時点で判断する。

※2 以下に掲げる事業所・施設であって、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金の交付を受ける場合は、本事業の対象としない。

- ・病院又は診療所である通所リハビリテーション事業所
- ・介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所である短期入所療養介護事業所
- ・訪問看護事業所
- ・病院又は診療所である訪問リハビリテーション事業所
- ・居宅療養管理指導事業所
- ・介護療養型医療施設